

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中甲種区域の項を削り、同表乙種区域の項中「（坂野65-1及び坂野65-3を除く。）」を削り、「及び今吉野地区」を「、今吉野地区、戸島町地区及び改寄町地区」に改める。

附則第2項及び第3項中「甲種区域」を「乙種区域」に、「0.15」を「0.1」に、「0.2」を「0.15」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を適用する区域の範囲に、第2期熊本県地域未来投資促進基本計画において新たに本市の工場立地特例対象区域とされた区域を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。